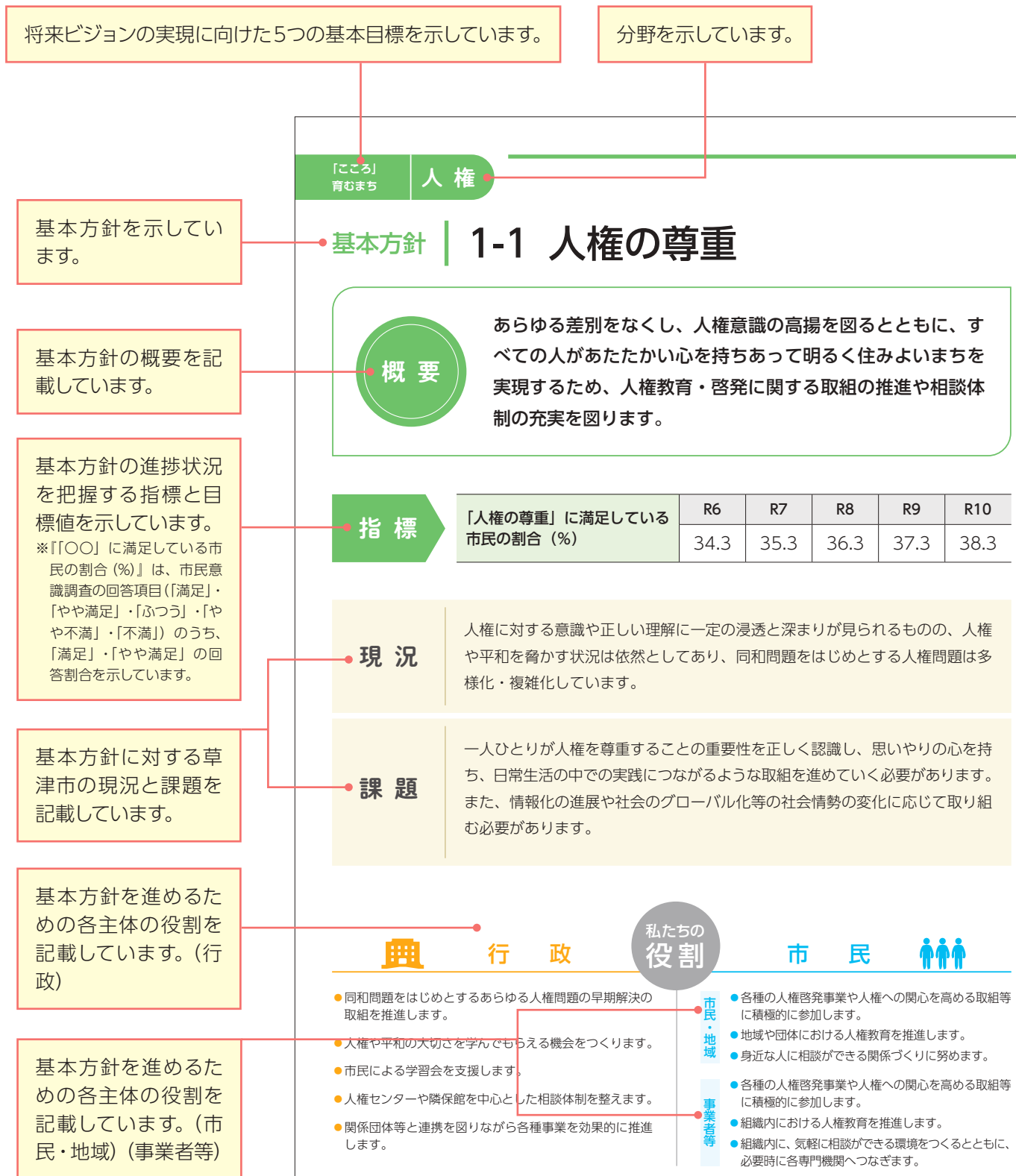




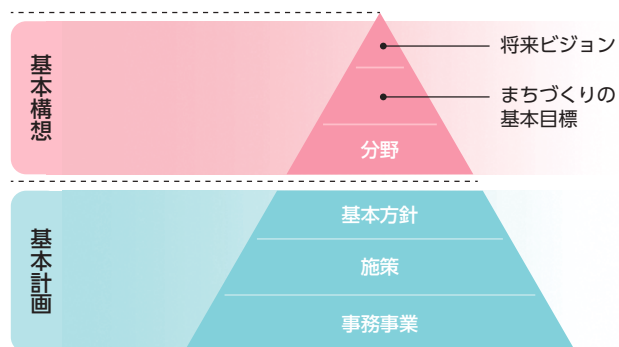
分野別の施策

「分野別の施策」の構成と見方

「分野別の施策」は、基本方針ごとに見開き2ページで、次のとおり構成されています。



総合計画の体系



●『基本構想』は、「将来ビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくりの基本目標」や「分野」の方向性を明らかにし、『基本計画』の方向付けを行います。

●『基本計画』は、各分野の「基本方針」、「施策」「事務事業」等で構成されています。



基本方針に関連するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。

施策	概要
①人権文化の醸成	すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、すべての部署において人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談等の人権擁護活動の充実を図ります。

基本方針を進めるための施策および概要を記載しています。

	主要事業	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	
	市民のつどい開催事業	
	女性のつどい開催事業	
	青年集会開催事業	商工観光労政課
	企業内人権啓発推進事業	
	人権・同和教育研究大会開催事業	
②人権の擁護	人権擁護推進事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	

基本方針の施策を進めるための主要な事業を記載しています。

